

令和7年度SNS配信用動画制作および発信業務委託仕様書

この仕様書は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「令和7年度SNS配信用動画制作および発信業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

令和7年度SNS配信用動画制作および発信業務

2. 業務目的

本業務は、国内在住の旅行関心層向けに、和歌山県観光地の楽しみ方、周辺エリアの魅力をPRする動画を制作し、制作した動画をSNS広告等により広く拡散することで本県への旅行意欲を喚起し、誘客を図る。

3. 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

4. 業務内容

（1）以下の条件を考慮してSNS配信用動画を制作すること

動画テーマ：ナビゲーターが紹介する、社寺・施設等の解説・楽しみ方＋各ナビゲーターおすすめの立ち寄りどころ

ナビゲーター (予定)	内容 (予定)	制作本数	
		YouTube 掲載用 【10～15 分程度】	YouTube ショート Instagram リール TikTok 掲載用 【30 秒程度・縦型】
①棕櫚職人 ＜海草エリア＞	○棕櫚解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上
②フルーツ農家 ＜那賀エリア＞	○フルーツ解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上
③神社神職 ＜伊都エリア＞	○神社解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上
④山椒カフェオーナー ＜有田エリア＞	○山椒解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上
⑤寺院住職 ＜日高エリア＞	○寺院解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上

⑥テーマパークスタッフ ＜西牟婁エリア＞	○テーマパーク解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上
⑦博物館学芸員 ＜東牟婁エリア＞	○博物館解説 ○周辺おすすめ	1 本	1 本以上

＊ ナビゲーターの選定、協力依頼は甲が行うが、シナリオ作成、撮影にかかる事前打ち合わせ・許可申請、撮影、編集等の一切は、乙が行うこと。

＜動画構成等＞

ア ナビゲーター起用ならではの動画構成、編集内容とし、本県への来訪意欲を高めるものとする。

イ ナビゲーターが紹介する周辺おすすめスポットは、ジャンルが異なる複数の観光素材を紹介すること。

ウ 「YouTube ショート、Instagram リール、TikTok 掲載用」は縦型動画とすること。

エ 離脱率を抑え、最後まで惹きつける構成とすること。

オ 適宜、ナレーション・BGM・テロップ等を挿入し、わかりやすく紹介すること。オリジナルまたはフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすることとし、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは乙において行うこと。

カ 各動画について、映像・ナレーション、テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

キ 各動画は、SNSアップロード後、特段の事情がない限り削除せず、甲が実施する観光プロモーション等で活用できるものとする。

(2) SNS 広告配信

(1) で制作した動画を、広く拡散させ誘客を促進するため、効果的なターゲット・手法の SNS 広告配信計画を提案し、広告配信を実施すること。

観光連盟公式アカウントを活用した、YouTube 広告および Instagram 広告を想定しているが、これに加え、動画拡散・誘客に効果的な手法があれば提案すること。(ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。)

(3) 県公式観光サイト掲載用記事制作

(1) で制作した動画の視聴を促すWEB記事を制作し(記事制作に必要な画像手配、テキスト作成等を含む)、県公式観光サイト (<https://www.wakayama-kanko.or.jp/>) CMSに入力する。

＜留意事項＞

ア 記事制作、データ入力にあたっては、別途共有する公式サイトのルールに従うこと。

イ CMS入力カテゴリは、原則「特集記事」とするが、記事内容により「モデルコース」の選択も可とする。

ウ 各記事で紹介するスポット等のうち、甲が指定するスポット等については、スポットデータ(各スポットの基本データおよび画像)の情報登録も行うこと。

- エ 制作記事及びスポットデータは、スポット等管理者による校正および甲による校正を行い、甲の承認を得た上で掲載すること。
- オ 入力システムへのログインに必要な情報は別途通知するが、入力データの「公開」作業は、甲が行うこととする。
- カ 契約期間内において、掲載記事、スポット情報のメンテナンスに対応することとし、変更等が生じた場合はCMS入力情報を修正すること。

5. 成果品および業務報告

乙は、下記の通り成果品を納品するとともに、事業の成果をとりまとめた業務報告書を作成し、契約終了後検査を受けること。

(1) 成果品

- ア YouTube 掲載用のデータ 一式 (MP4 形式)
- イ YouTube ショート、Instagram リール、TikTok 掲載用のデータ 一式 (MOV 形式または MP4 形式)
- ウ WEB 記事の画像データ、テキストデータ 一式 (Jpeg、Word 等)

(2) 業務報告書

SNS 広告発信の定量的な効果等がわかるデータ（投稿数、インプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等）は必須とし、その他有用なデータがあれば記載すること。

6. 業務実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて甲乙において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (2) 業務担当者は、和歌山県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- (3) 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 本業務の実施にあたって、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償責任を負うものとする。
- (7) 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。
- (8) CMS 利用にかかる甲が定める事項についての誓約書に署名し、遵守すること。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、甲と協議の上、その指示に従うこと。